

うきは市告示第87号

令和元年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月27日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和元年12月6日(金) 午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
上野 恭子君	伊藤 善康君
江藤 芳光君	櫛川 正男君

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和元年12月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第87号から議案第108号まで22件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度うきは市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第8 議案第102号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第103号 うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第104号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第105号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第89号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第90号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第91号 令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第92号 令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第93号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第94号 令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第95号 令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第99号 うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第106号 うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸報告
日程第4 議案上程（議案第87号から議案第108号まで22件）
日程第5 市長の提案理由説明
日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
日程第7 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度うきは市一般会計補正予算（第4号））
日程第8 議案第102号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第103号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第104号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第105号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第89号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第90号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第91号 令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第92号 令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第93号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第94号 令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第95号 令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第99号 うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第106号 うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 佐藤 茂和君 | 2 番 組坂 公明君 |
| 3 番 佐藤 裕宣君 | 4 番 野鶴 修君 |
| 5 番 竹永 茂美君 | 6 番 岩淵 和明君 |
| 7 番 鍮水 英一君 | 8 番 熊懷 和明君 |

9番	中野 義信君	10番	佐藤 湛陽君
11番	上野 恭子君	12番	伊藤 善康君
13番	江藤 芳光君	14番	櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井 良忠君	記録係長	宮崎 恵君
記録係	伊藤 諒平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和元年第4回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に4番、野鶴修議員、5番、竹永茂美議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月6日から12月18日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月6日から12月18日までの13日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付をしています諸般の報告文書をごらんください。

10月1日、第126回福岡県南市議会議長会が開催されました。

以下、各会議等が開催されましたので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） おはようございます。

議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本定例会は、条例の制定や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第3回定例会以降、本日までの重立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付にかえさせていただきたいと思っております。どうかよろしく御願い申し上げます。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第87号から議案第108号まで22件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和元年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ことしも余すところ3週間余りとなり、議員の皆様方におかれましては、何かと気ぜわしい状況かと思えます。

振り返りますと、ことしも渇水、大雨、台風と自然災害の多い年になりました。特に台風15号、19号、さらには21号の影響を受けた豪雨により、東日本を中心に広い範囲で甚大な被害が発生をしました。改めて、亡くなられた方と御遺族に深く哀悼の意を表するとともに、被災された多くの皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

うきは市におきましても、8月27日から28日にかけて、前線によって大気の状態が不安定となり、記録的な大雨となりました。人的被害はありませんでしたが、市道、農道、林道及び農地の被災、冠水による床上床下浸水被害、道路の通行どめなどが発生いたしました。また、9月22日から23日にかけて九州北部地方を襲った台風17号は、非常に強い風を伴った激しい雨となり、収穫前の果樹の落下、それから水稻の倒伏、さらには農業施設に大きな被害をもたらしました。近年の災害は、もはや想定外とは言えず、災害に対しては、これまでの経験による対応ではなく、状況に応じたしなやかな対応が必要と考えております。そのためには、ふだんの訓練や備えが何よりも重要であると認識しており、今後とも災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

日本の経済に関してであります。内閣府は国全体のマクロ経済状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。11月14日に発表した令和元年の7月期から9月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質で、前期比プラス0.1%で、年率換算でプラス0.2%となっております。物価変動の影響を反映し、生活実感に近い名目GDPは前期比プラス0.3%、年率プラス1.2%でありました。GDPの約6割を占める個人消費は、0.4%増の2期連続増となっております。10月の消費税増税を控えて、一定の駆け込み消費に支えられたものの、4期連続のプラス成長を確保しております。実質GDP成長率に対

する内需外需別の状況では、内需である国内需要がプラス0.2%、財貨サービスの純輸出である外需がマイナス0.2%となっております。財務省福岡財務支局が10月30日に発表した福岡県内経済情勢報告によりますと、県内経済は総括判断では回復しているとし、生産活動は回復のテンポが緩やかになっているものの、個人消費は回復しているほか、雇用情勢は改善しているということでもあります。

さて、令和2年度の国の予算は、例年ですと12月末に政府案が閣議決定されます。一般会計の概算要求総額は、これまで最高だった平成31年度の102兆8,000億円を上回る104兆円台後半となる見通しで、6年連続で100兆円を超える予算要求となっております。内閣府と内閣官房の地方創生関係の予算の概算要求は、前年度当初予算比20.2%増の1,262億円となっております。地方創生推進交付金は、今年度当初より200億円多い1,200億円となっているところでございます。

このような経済情勢等を受け、うきは市におきましても、地方創生の取り組みを初め、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略、さらにはうきは市教育大綱等に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力ある、うきは市の形成に向け今後も取り組みを加速しつつ、引き続き、事業を進めてまいります。

また、今度とも近隣の市町村との連携を強化し、うきは市の将来像であります、「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指す取り組みを進めてまいります。これらの取り組みの計画、戦略の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら事業執行に努めていく所存でございますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと用務が重なり、公私とも多忙な毎日になるかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております議案は、条例案件12件、予算案件8件、その他の案件2件となっております。

まず、議案第87号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

令和元年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、令和元年8月28日の豪雨に係る災害復旧事業の実施に伴い、専決処分をしたので報告をし、議会の承認を求めるところでございます。

議案第88号から議案第95号までは、令和元年度補正予算についてであります。

議案第88号は、令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,467万7,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ164億121万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、固定資産税3,066万円、県補助金5,035万円、財産運用収入1,206万4,000円、寄附金1,813万4,000円、基金繰入金9,720万6,000円、雑入2,633万7,000円の増額補正と、子ども・子育て支援臨時交付金1,879万6,000円、国庫補助金1,869万9,000円、市債1,790万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費2,293万4,000円、生活保護等対策費1,579万1,000円、衛生費では保健衛生費1,379万円、農林水産業費では農業費6,940万1,000円、商工費では商工費1,080万8,000円、公債費では公債費1億5,732万2,000円の増額補正と、総務費では総務管理費1,262万9,000円、民生費では児童福祉費4,296万6,000円、土木費では土木管理費1,198万6,000円、道路橋りょう費1,000万円、住宅費1,134万2,000円、教育費では社会教育費1,361万8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第89号は、令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第90号は、令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算内の補正を行うものでございます。

議案第91号は、令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第92号は、令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,360万1,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金100万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では維持管理費123万円の増額補正と、公債費では公債費3万1,000円、予備費19万9,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第93号は、令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第94号は、令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第95号は、令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,026万9,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金100万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費6万5,000円、維持管理費60万円、予備費37万6,000円の増額補正と、公債費では公債費4万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第96号は、新市建設計画の一部変更についてであります。

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第97号は、うきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

うきは市下水道事業に地方公営企業法を適用させるため、うきは市下水道事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

議案第98号は、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

うきは市簡易水道事業に地方公営企業法を適用させるため、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

議案第99号は、うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、うきは市印鑑条例の一部を改正するものであります。

議案第100号は、うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員について、公務災害補償に関する規定を新たに整備するものであります。

議案第101号は、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

の施行等に伴い、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。

議案第102号は、うきは市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第103号は、うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第104号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第105号は、うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第106号は、うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年4月1日にうきは市立小塩小学校をうきは市立御幸小学校に統合するため、うきは市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

議案第107号は、うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第108号は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があっておりましたので、その調査報告を求めます。

初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、今言いましたように、委員会報告をさせていただきます。

令和元年第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

調査テーマは、過疎化対策と農業問題に関する調査ということで11月12日から13日、場所につきましては岡山県岡山市ですね。それから、岡山県高梁市に行っていました。出席者は9名ということで、ここに書いておるとおりでございます。

調査の要旨、農業については、有害鳥獣対策や耕作放棄地対策等の課題が山積している。今回は有害鳥獣を処理し、再生燃料を抽出する装置について現地調査を行った。また、耕作放棄地解消については、先進的な取り組みをしている自治体において調査を行いました。

主な内容について申し上げます。

岡山県の岡山市で、株式会社サンナンに行っていました。廃棄物再生燃料抽出システムについてということで、環境関連技術・装置の開発に取り組む株式会社ワンワールドは、廃棄物を分別せず一括投入し、油と炭を回収できる過熱蒸気分解再生資源回収処理装置を開発。水蒸気過熱の温度をさらに高温で制御過熱させる技術を駆使し、他のものとまざって回収された海洋プラスチックごみや家畜類廃棄物、食品残渣などで汚れた容器包装プラスチックなどを分別することなく処理でき、エネルギー等にリサイクルできる装置であったということでございます。

あと、資料5ページからいろいろつけておりますけれども、全部読みますと非常に長くなりますので、10分程度で説明を終わらせていただきます。

2ページですけれども、再生燃料抽出の仕組みということで資料1をつけておりますが、①、②、③、④、⑤ということで、その過程をしておりますので、その資料につきましては一番最後のページにつけておりますので、後でお目通しをいただきたいというふうに思います。

中ほどに、1トン処理機の場合、投入物が、特にイノシシの関係もしますとこういうふうなことで、投入物合計質量が89キロということで、処理時間については12時間と。残渣の計が炭化物13キロ、排出液約50リットルということになっておりますが、5トンの処理をした場合、処理後の残渣質量計ということで、これは1日分になりますが、軽油系で3,060リットル、それから灯油系で382リットル、重油系で382リットルということになっております。あと、

炭化物とかいろいろ書いておりますけれども、そういうふうで残渣がほとんど出ないというようなことで非常に画期的でありました。

3 ページをお目通しいただきます。そこに所見ということで上げておりましたが、まず、株式会社サンナンを訪問し、工場のほうへ、やっぱり機械等を見らないかんもんですから移動し説明を受けました。家畜類廃棄物、食品残渣で汚れた容器包装プラスチックなどを分別することなく処理でき、油として再利用、残るのは炭だけというシステムが開発された装置を見学させていただきました。まさに環境に配慮した画期的なシステムであるというふうに思いました。しかしながら、海外では利用されているということでありまして、国内の利用が少なくということを書いておられますが、一番上のほうに書いておられますように、国内では静岡県のみで、丸形の5トン機や1トン機が稼働しておるということをございました。大量に処理する場合のメリット、デメリットを今後、調査、検討していかなければならないというふうに感じました。

2 番目に岡山県の高梁市ですけれども、耕作放棄地解消の取り組みについてということで、視察地を選ぶ場合は、やっぱり、うきは市と大体人口がある程度似ておるところ、そして、なおかつ中山間地が多いところ、そういったことで高梁市を選んだわけですが、その中で、宇治地区というところでは、人口が575人、高齢化率が55.5%、集落数が30、人口減少や少子高齢化が課題となっている地区であります。

平成24年に設立されております宇治雑穀研究会は、耕作放棄地を活用して、もち麦の栽培とか商品開発に取り組んでおります。今年度の栽培面積及び収穫量は234アール、2町3反4畝になりますかね。で、5,300キロ、耕作面積の約8割が耕作放棄地を活用しておるということをございました。

以下、ずっと宇治の雑穀研究会が行った事業内容を説明しておりますので、長くなりますので、後で御一読願いたいと思います。

次に、4 ページをお開き願いたいと思います。

まず、9行目ぐらいになりますけれども、耕作放棄地の解消に向けた市の取り組みということで、市のほうでは農業再生協議会というのをつくっておりますけれども、そこでいろいろな活動を書いておりますけれども、下のほうに空き家の農地の取得の問題とか、いろいろ出ておりますけれども、人口の関係につきましては、子ども医療費については、18歳未満まで無料となるよう助成を行っておると。これは十五、六行になりますけれども、平成21年度以降、約80名の新規就農者があったということをございます。

それから、また中ほどになりますけれども、高梁市でもということを書いておるところがありますけれども、猿、イノシシ、ハクビシンなどの有害鳥獣被害が多発しており、平成29年には有害鳥獣対策室を設置したと。いろんなメニューを展開しておりますけれども、防護柵とか捕獲

柵とか、助成を行っておるということでございますけれども、そこにつきましては、文書には書いてないですけれども、うきは市が総面積が117平方キロですかね。でも、この場合は547平方キロということですから、面積については5倍まではならないですけれども、4.5～4.6倍ぐらいの面積に高梁市はなりますけれども、その中で山林原野が78%ということですから、どうしてもイノシシあたりが非常に多いということでございます。その中でどのくらい駆除しよるじゃろうかというふうに資料を見ますと、イノシシは年間に約2,000頭の駆除を行っておるということで、あと猟友会の会員数等も聞いておりますけれども、239人ということで、やっぱりどこでも猟友会の高齢化は進んでおるということでございます。

次、5ページはぐっていただきますと、主な質疑の中でいろいろ出ておりますけれども、下のほうに鳥獣対策についてということで質問をしておりますが、免許証の取得者の推移とかになっておりますけれども、これは239人ということで、少しずつ微増しておるということでございます。有害鳥獣対策の予算につきましては、答えを聞いておりますけれども、防護柵の設置は1,305万円ですか。それから、鳥獣対策の駆除奨励金2,620万3,000円というようなことで対応しておるということでございます。

所見といたしまして、高梁市は平成16年10月に1市4町が合併し、平成17年3万8,799人が、平成27年国勢調査では3万2,075人と、やっぱり相変わらず同じことですが減少しておると。しかし、今さっき言いましたように、その中で宇治地区については575人、平成24年に宇治雑穀研究会を設立して現状の課題を把握し、そして今後のまちづくりの計画の中で変わっておったのは、中学生以上を対象にした住民アンケート調査で、地区を守る運動を展開してきておるといふようなことが気づいたところでございます。

耕作放棄地の活用、第6次産業の認定を受け販路拡大、それからカフェ「麦」をオープンなど、雇用の創出と定住に力を入れておると。移住者の受け入れは平成21年から行っておりますけれども、現在では、その宇治地区で17世帯40人が移住してきており、小学校の児童数も他地区では減少する中、宇治地区では平成29年度11人が令和5年度には16名となる予定だということでございます。日ごろ宇治地区の皆さんの移住者の受け入れ支援や、地域の仲間での移住者の歓迎会を開くなどの対応が結果につながっているというふうに思われるところでございます。

以上で報告を終わらせていただきますが、一番最後のページにつきましては、先ほど言いました機械の行程、それを載せておりますので、参考までに見ていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、報告させていただきたいと思います。

厚生文教委員会調査報告書ということで、令和元年第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告します。

このたび厚生文教常任委員会の閉会中調査といたしまして、2つの項目について実施しました。まず1つ目の調査は、子育て支援に関する調査になります。

調査実施日は令和元年10月29日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、近年、社会環境の変化や晩婚化などで全国的に少子化が進んでいる中、多くの自治体の子育て支援サービスに力を入れており、子育て世代を奪い合う動きが激しくなっています。しかしながら、財政力で地域格差がある中では行えることも限界があり、より効果的な効果のある施策が求められているところです。そこで今回は人に着目し、子育て支援に熱心に取り組んでいる静岡県掛川市の子育て支援策について視察を実施しました。

次に、調査結果であります。詳細については報告書をごらんいただきたいと思いますが、特徴的な点についてお伝えしたいと思います。

1つ目は、本年10月からの幼児教育、保育の無償化に関連しますが、保育士や教諭不足の解消のため、就職応援資金貸し付け事業を今年度から実施しています。市内の保育所などの勤務予定の方に20万円を貸し付け、2年を超える勤務で返還を免除されるというものです。

2つ目は、「かけがわ乳幼児教育未来学会」という組織を平成28年12月に設立し、公立・私立の垣根を越えて、乳幼児保育・教育の向上を図っています。

3つ目は、3世代同居応援事業です。これは世代間の支え合いを推進し、出生数の増加と子育て世代の定住促進を目的として、同居するための住宅整備費用の一部を助成するものです。助成の方法としては、市内商品券で配布となります。

4つ目は、子育てコンシェルジュ事業になります。この事業は報告書に記載していますように、近年、核家族化や近所づき合いが希薄化する中で、子育て家庭の孤立化が問題となっていますが、そうしたことが背景で起こってしまう児童虐待を防ぐとともに、育児不安やストレス軽減を図り、子どもの健やかな成長をサポートするものです。

最後に所見であります。掛川市とは地域の成り立ちや人口規模も異なり、一概にうきは市と比較することはできませんが、皆、同じような問題や悩みを抱えており、その解決に向けて取り

組む姿勢は変わらないと思います。掛川市では、先に述べたような人に対する投資に加え、効果的に子育て情報を発信するツールとして、スマートフォン対応の総合案内サイトを開設するなど、わかりやすい情報の提供を行っていました。本年10月に子育て世代包括支援センターが開設されましたが、いま一度、その目的を十分に理解し、一人一人に寄り添った切れ目のない支援となるよう、掛川市のように専属のコンシェルジュのような支援を付加することも、うきは市にも必要ではないかと思える視察でありました。

次に2つ目の調査は、交通弱者対策に関する調査になります。

調査実施日は令和元年10月31日木曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、先月の9月の議会冒頭にも委員会調査報告で申し上げたとおり、交通弱者対策は喫緊の課題となっています。本年8月の市内調査を踏まえ、課題である体制強化や運転ボランティアの確保などについて、先進地である広島県福山市を視察しました。

次に調査結果であります。福山市は誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、地域で高齢者を支える仕組みとして、「高齢者おでかけ支援事業」を平成21年度に創設されています。平成24年度には新たに買い物支援を付加し、取り組みを強化されていました。この事業は、地域の中から趣旨に賛同する住民が支援グループを結成し、地域住民・団体と福山市との協働で実施するものです。あくまでも位置づけとしては介護予防に資する事業とし、利用者の健康増進や社会参加、生きがいつくりとして行っています。事業の概要など、詳細については報告書をごらんいただきたいと思います。

最後に所見であります。事業実績として、全77学区のうち山間部や海沿いを中心に9学区で実施され、延べ1万2,600人が利用されています。市として公共交通機関の利用者を減らさないとの基本的な考え方を踏まえつつ、地域の課題を解決する上で、住民自身が必要と判断し地域での合意が得られれば、最終的に市の審査会で可否を判断することになります。事業の成功の鍵は、住民のやる気です。地域のことを気にかけて、みずからの問題として認識し、解決に向けて行動を起こそうと思う方が一定数いないと長続きはしない。当たり前のように聞こえると思いますが、とても重要な要素になっています。また、他の住民を引っ張っていくリーダー的な存在も不可欠です。

うきは市においても運転ボランティア確保は課題となっていますが、福山市のように地域コミュニティの醸成を後押しするまちづくり推進委員会のような組織があれば住民の理解も深まり、一部の方への過度な負担というものが改善されていくのではないかと考えられました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 議案第87号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第7、議案第87号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度うきは市一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（**中野昭一郎君**） おはようございます。企画財政課長、中野でございます。

それではまず、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第87号専決処分の承認を求めることについて。

令和元年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付しております令和元年度うきは市補正予算、左上に令和元年10月4日専決第8号と書かれたものを御確認いただきたいと思っております。

1ページをお開き願います。

専決第8号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,028万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億1,654万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。令和元年10月4日。うきは市長高木典雄。

続きまして、5ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。追加分は、農林水産業施設災害復旧事業1件で、限度額は830万円になります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。変更分は、公共土木施設災害復旧事業で2,980万円を増額しまして、限度額を3,680万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

今回、専決処分を行いました補正予算は、8月28日に発生をしました豪雨災害に伴う復旧事

業費を計上したものになります。速やかに災害復旧を進めていくことが必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、全員協議会で説明をさせていただいたとおり、やむを得ず専決処分を行ったものになります。

それでは、歳入でございます。11ページをお開き願います。

13款2項5目災害復旧費負担金、補正額930万円でございます。内訳は農地に係る負担金が230万円、農業用施設に係る負担金が700万円になっております。

続きまして、12ページです。

15款1項2目災害復旧費国庫負担金、補正額は3,268万3,000円になります。公共土木施設に係る国庫負担金でございます。

13ページです。

16款2項10目災害復旧費県補助金、補正額3,720万円でございます。1節2,800万円は農業用施設に係る補助金、2節920万円は農地に係る補助金になっております。

14ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金、補正額は2,300万円でございます。一般財源相当分を財政調整基金から繰り入れをしているものでございます。

15ページです。

22款1項9目災害復旧債、補正額3,810万円になります。1節2,980万円は公共土木施設に係る市債ということになります。2節830万円の内訳は、農地30万円、農業用施設450万円、林業用施設が350万円になっております。

次に、歳出になります。16ページをお開きください。

11款1項1目農地災害復旧費、補正額が1,810万円です。農地8カ所の工事費と設計委託料になっております。同じく2目農業用施設災害復旧費、補正額は5,410万円です。道路、水路等16カ所の工事費と設計委託料になっております。3目林業用施設災害復旧費、補正額が550万円、林道5カ所の工事費になっております。

次に、17ページでございます。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、補正額は6,250万円です。内訳は、測量設計委託料750万円、工事請負費5,500万円です。工事費のうち、補助災害分が道路2カ所、河川1カ所で4,900万円、単独災害分は地域維持型建設共同企業体工事費分として600万円を計上させていただいております。

18ページをごらんください。

14款1項1目予備費、補正額が8万3,000円。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

1点目、この議案の提出がことしの10月4日ということでしたので、11月の全協の時点ではもう、でき上がっていたと考えられますが、臨時議会を開かずに専決された処分について、もう少し詳しく教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目は、17ページにある災害復旧工事4,900万円についての箇所については、全協で説明があったというふうに理解していいのでしょうか。なければ、その場所を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員から御質問がありましたように、10月4日付で専決処分をさせていただいております。このことは10月4日に全員協議会で説明をさせていただいて、それを御理解していただいた上で専決処分をしたということになっておりますので、工事箇所についても、その際説明させていただいておりますし、臨時議会を開くいとまがないということについても説明をさせていただいたとおりでございます。

とにかく国の査定等に対応していくためには、すぐに設計等の準備をしていく必要がございました。そういったことで専決処分をさせていただいたものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） よくわからないので再質問なんですけど、幾つかの議会では、今回の災害についても臨時議会を開いて審議されています。専決処分ですと、どうしても、あるいは全協ですと、どうしても時間的な制約もあり十分な審議ができないと思いますので、その点について、専決処分しなければならないという、規則からすると臨時議会を開いてもいいんじゃないかなという私の考えなんですけど、その点について再度お伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 特に緊急を要するために議会の招集をする時間的余裕がない場合は、地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるということで専決処分が認められておるところでございます。とにかく災害復旧、他の自治体では補正予算で上げているところもあるかもしれませんが、昨年度も災害が発生した折に、どうしてもその対応がおくれまして、入札関係も辞退が続くなどといった不都合が生じて、多くが繰り越し処分になったというような事例もございます。そういったことも踏まえまして、できるだけ速やかに設計等

の対応をして、国の査定に対応していくということが必要でしたので、やむを得ず専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 最後になりますが、じゃあ、今まで中野課長が在籍中、こういう災害に対して全てが専決処分で行われ、臨時議会を開かれたことがないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 私に対応させていただいた分ではございません。基本的に今後も災害については、本当に速やかな対応というのが必要になってまいりますので、きちんと議会には説明をした上で、専決処分という形をとらせていただけるものについてはとらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと確認ですけど、歳入歳出、国県支出金、国庫負担金と県の補助金、この査定額に対する割合をちょっと確認させてください。どのくらいの補助が出ているのか、ちょっと再確認。

それからもう一つは、17ページの地域維持型建設共同企業体、この説明をお願いします。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの質問でございます。

国県の支出金の率でございます。今回、公共土木施設につきましては通常補助3分の2、66.7%で国庫補助の計算をしております。

それから、17ページでございます。地域維持型建設共同企業体の工事ということで、今回600万円の補正をしております。この企業体といいますのは、年度当初、市内の土木業者のほうと、こういった緊急の場合の対応というところで、金額といいますか、単価を設定させていただきまして、ブロック割りで各事業者が張りついているということで、今回のような緊急事態にそれぞれの地区で対応していただくための企業体をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

予算書16ページの農業関係の予算でございますけれども、こちらにつきましては、国のほうが80%で現在、計算をさせていただいております。ただ、これはこれから国及び県との協議の中で増嵩申請を行ってまいりますので、さらに補助割合は高くなるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は承認することに決しました。

日程第8. 議案第102号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、議案第102号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課長の田籠でございます。よろしくお願いいたします。

議案書は19ページになります。

議案第102号でございます。議案の朗読は省略いたします。

20ページをお願いいたします。

うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。人事院勧告及び福岡県近隣市の給与改定の状況を踏まえまして、うきは市議会議員の期末手当の支給率の改定を行うものでございます。人事院勧告におきまして、特別職に関して、国家公務員の指定職職員に準じて、期末手当を3.35月から3.40月へ0.05月引き上げの勧告が出されており、また総務省通知におきまして、特別職の期末手当についても、国の指定職職員の期末手当に準じて所要の措置を講ずることが適当であるとされておりますので、総務省通知、人事院勧告の趣旨、福岡県近隣市の状況を総合的に判断いたしまして、期末手当支給率を0.05月引

き上げ、年3.35月から3.40月に改定するものでございます。

第1条でございます。令和元年度におきまして、12月期に支給します期末手当の支給率を0.05月引き上げまして、1.725月に改定するものでございます。

第2条でございます。第2条では、令和2年度において、引き上げ後の期末手当の支給率を6月期、12月期ともに1.700月に改定するものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日、適用期日等について定めているものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の12ページをお願いいたします。

12ページでございますが、令和元年12月期の期末手当支給率を記載しております。

13ページにつきましては、令和2年以降の6月期と12月期の支給率の改正内容を記載しているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第102号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は可決することに決しました。

日程第9. 議案第103号

○議長（榎川 正男君） 日程第9、議案第103号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議案書の21ページをお願いいたします。

議案第103号でございます。議案の朗読は省略いたします。

22ページをお願いいたします。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。この改正につきましては、先ほどの議案第102号と同様に、人事院勧告及び福岡県近隣市の給与改定の状況を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第103号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第104号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、議案第104号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議案書23ページをお願いします。

議案第104号でございます。議案の朗読は省略いたします。

24ページをお開き願います。

うきは市職員の給与に関する条例の一部改正について、本ページから30ページにかけて記載しております。人事院勧告及び福岡県近隣市の給与改定の状況を踏まえまして、職員の給与の改定を行うため、給与条例の改正を行うものでございます。

第1条でございます。大きく2点でございます。

1つ目でございますが、給与月額において、初任給を大卒程度1,500円、高卒者程度2,000円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職します号俸について、所要の改正を行う内容でございます。全体で平均しますと0.1%引き上げの改定となるものでございます。

2つ目でございます。勤勉手当を0.05月引き上げまして、令和元年12月期の支給率を0.975月に改定するものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。第2条でございます。

第2条では、住宅手当支給対象となります家賃額の下限を4,000円引き上げ1万6,000円とし、住宅手当の上限を1,000円引き上げ2万8,000円とするものでございます。

それでは、ここから新旧対照表を使って説明をさせていただきます。新旧対照表の16ページをお願いいたします。

第21条第2項でございます。第1号で勤勉手当を人事院勧告と同率の0.05月引き上げ、0.975月とする改定を行うものでございます。新旧対照表の16ページ中段から25ページにかけては、改定後の給与表の別表第1を掲載しております。

以上が、議案書の24ページの改正条例第1条に係る内容でございます。

新旧対照表の26ページをお願いいたします。議案書の29ページの改正条例第2条に関するものでございます。

第11条の2第1項では、先ほど少し申し上げましたが、住宅手当支給対象となります家賃額の下限を4,000円引き上げ1万6,000円とし、第2項では住宅手当の上限を1,000円引き上げまして2万8,000円とするものでございます。

次に、第21条第2項第1号の勤勉手当でございます。令和2年度から支給率を6月期、12月期ともに0.95月と改定を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、29ページをお願いいたします。

29ページに附則が記載されております。附則の第1条でございます。今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

30ページでございます。

第3条では住宅手当が2,000円を超える減額となる場合につきましては、1年間、

2,000円の減額とする旨の経過措置を定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第104号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第105号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第105号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案書の31ページをお願いいたします。

議案第105号でございます。議案の朗読は省略いたします。

32ページをお開き願います。

うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部改正について、本ページから37ページにかけて記載しております。先ほどの議案第104号と同様に、本年の人事院勧告等を踏まえまして、自動車学校職員の給与の改定を行うため、自動車学校職員の給与条例の改正を行うものでございます。なお、議案書の37ページ、附則第3条には、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例によると規定がなされているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第105号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第89号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第89号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） お手元の補正予算書63ページをお開きください。

議案第89号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

69ページをお願いいたします。歳出でございます。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金100万円の増額補正でございます。23節償還金、利子及び割引料といたしまして、保険税の還付金を増額補正するものでございます。国保から社

保への切りかえにより、国保税の過誤納金が発生した場合の返還金でございます。3、国庫支出金等返還金26万5,000円の増額補正でございます。23節償還金、利子及び割引料でございます。内訳といたしまして、過年度財政調整交付金返還金、過年度災害臨時特例補助金返還金、こちらはいずれも東日本大震災の被災者の保険料減免に対する補助金でございます。3点目といたしまして過年度特別交付金、こちらは保健事業分の調整交付金の返還金でございます。一番上の財政調整交付金だけが平成29年分、下2つは平成30年分の精算による返還でございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費でございます。45万9,000円の減額補正でございます。こちらは歳出予算内の調整となります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課長の田籠でございます。職員の人件費の補正につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書は71ページになります。給与費明細書で説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で45万3,000円の減額、職員手当で9万3,000円の減額、計の54万6,000円の減額でございます。退職手当組合負担金9万9,000円の減額、共済費16万1,000円の減額を計上しております。

内訳でございますが、給与改定に伴います影響額といたしまして16万2,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが96万8,000円の減額となっており、合わせますと合計欄にあります80万6,000円の減額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 教えていただきたいと思ひまして、今、先ほど説明がありました69ページの一般被保険者保険税還付金ということで、国保から社保への移管ということですが、何名ぐらいだったのか、ちょっと規模と人数を確認したいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 規模と人数、確認をし次第、御回答させていただきます。と思ひますが、中身を見ていたところ、還付の場合、届け出がおくれれば還付加算金が発生いたします。還付加算金を合わせて、1件当たり60万円というような方もいらっしゃるということを知っております。後ほど回答させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） これも確認です。68ページの、今、総務課長から給与改定後の差額、増額等についても説明ありました。80万円からの減額に給与改定後なってますから、人事異動等、当初予算は前年度実績で来ますが、金額も結構ありますので、どういう事情で、若い人に単純になったのかどうか、その確認です。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 今回、人事異動等の減額で96万8,000円の減額でございますが、減額の要因につきましては、1つが、係長が年度途中で交代いたしまして、若い係長になっております。その点が1点と。

もう一点が、新規採用の職員を配置させていただいておりますので、そういう影響で減額となったところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第89号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は可決することに決しました。

日程第13、議案第90号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第90号令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 補正予算書73ページをお開きください。

議案第90号令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

78ページをお願いいたします。歳出でございます。下の79ページをお願いいたします。

3款1項2目国庫支出金等返還金10万8,000円の増額補正でございます。23節償還金、利子及び割引料、こちらは過年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の返還金でございます。こちらは保険料の軽減特例の見直しに伴うシステム改修費によるものでございます。平成30年度分の精算による返還ということでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でございます。16万8,000円の減額でございます。歳出予算内の調整でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 81ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

まず、給与費につきましては、給料で6万1,000円の減額、職員手当で14万8,000円の増額となっております。計で8万7,000円の増額でございます。退職手当組合負担金1万4,000円の減額、共済費1万3,000円の減額を計上いたしております。

内訳でございます。給与改定に伴います影響額といたしまして6万9,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが9,000円の減額となっております。合わせますと、合計欄にあります6万円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第90号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。10時45分より再開します。

午前10時30分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで松岡市民生活課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

先ほどの岩淵議員からのお尋ねの件でございます。補正計上時点での歳出額が495万1,825円、件数として82件でございます。

以上でございます。

.....
日程第14. 議案第91号

○議長（櫛川 正男君） 次に、日程第14、議案第91号令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案第91号でございますが、人件費の補正のみとなっておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。補正予算書83ページになります。

議案第91号令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算書90ページをお願いいたします。給与費明細書で説明をさせていただきます。

まず、給与費につきましては、給料で5万2,000円の増額、職員手当で3万3,000円の増額となり、計で8万5,000円の増額を計上しております。

内訳でございます。給与改定に伴います影響額といたしまして34万1,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが25万6,000円の減額となっており、合わせますと8万5,000円の増額補正となっております。

戻りまして、予算書の89ページ、前のページをお願いいたします。

予備費でございます。総務管理費の増加分を予備費で調整を行っております。

説明は以上でございます。

○議長（**榎川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第91号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第92号

○議長（**榎川 正男君**） 日程第15、議案第92号令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） 住環境建設課でございます。江島でございます。補正予算書91ページをお願いいたします。

議案第92号令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,360万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、97ページをお願いいたします。2、歳入の部でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額100万円でございます。こちらにつきましては、歳出予算の財源を確保するため、一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1款2項1目施設維持管理費でございます。今回の補正額として123万円をお願いするところでございます。こちらにつきましては、鷹取簡易水道施設配電盤移設工事の予算をお願いするところでございます。

この内容につきましては、現在、鷹取簡易水道施設におきまして、ことしの8月でございましたけれども、受水槽において水位低下による断水の事象が発生いたしました。原因を調べたところ、電気系統のショートによるもので断水をしたというふうなことが発覚いたしました。現在、この鷹取の施設につきましては、原水が受水槽より160メートル上流にございまして、こちらのほうにつきましてはポンプ、それから水位の異常センサーを設置し、通報システムを現在、構築しております。ただ、この受水槽のほうにつきましては、この通報システムを構築していませんでした。この通報システムにつきましては、現在、簡易水道施設、富永、それからこの鷹取2カ所ございますけれども、こちらのほうは通報システムを構築しておりましたけれども、今回この事象がありました鷹取の受水槽のほうに、そのセンサーがなかったということで、今回の断水の事象が発覚したところでございました。

今回の予算といたしましては、この受水槽にありますろ過器のポンプ、そういったところに受水槽の水位計に満水のセンサー、それから低水のセンサーをすることによりまして、今回のような断水の事象を早期に発見をするということで、断水の早期防止、それから、もし断水になっても早期着手ということで、断水時間の短時間による復旧というところを考えておるところでございます。

今回のこの予算の内訳といたしましては、通報システムに約40万円、それから電気施設について30万円ほど、それから現在建屋が2つございます。この建屋につきましては平成17年、福岡の西方沖地震のときにこの原水が濁りまして、急速ろ過器を設置しております。この建屋が平成17年につくって、結構新しい建屋というふうなところがございます。それから、もう一つの配電盤があるところにつきましては、昭和33年に建築された建屋でございます。今回、この

建屋を1つにすることによって、将来の維持管理の軽減を図ると。それと、新しい建屋のほうにこの配電盤のほうを移設して、そういった配電盤のショート等の防止を図っていくというふうな目的で考えておるところでございます。そして、この建屋の解体、及びその新しい建屋のほうに……の移設工事ということで約20万円、総額として123万円を今回補正でお願いするところでございます。

続いて、次のページでございます。

2款1項2目公債費の利子でございます。今回の補正3万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、市債利息の確定によるためのものでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

3款1項1目予備費でございます。補正額19万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

説明は以上になります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（**12番 伊藤 善康君**） 8月に断水があったということですが、何軒くらいあったのか。それと期間は、断水の。

○議長（**櫛川 正男君**） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） この8月3日に断水の事象が発生いたしました。時間は、午後1時過ぎでございました。そこで調査をいたしましたところ、配電盤のところに虫が混入したということで、そちらのほうでショートをしておったというところでもございました。

鷹取の受益戸数につきましては、126世帯でございます。受水槽タンクが約40トンで、通常ですと満水まで4時間程度かかります。この事象が発覚して、それから対応いたしましたもので、夕方一番水の要る需要期までには復旧をしたというふうなところでございます。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（**2番 組坂 公明君**） 1点質問させていただきます。

今回、断水するということがわかるようなセンサーというか、ボルトアップしているのかわかりませんが、そういった工事をされておることなんですけど、ほかの施設は同じようなふうに行っているんですかね。今回、断水があったから配電の工事をしたということですけども、減水なりをわかるようなシステムというのは幾つかあると思うんですけど、ここ1カ所じゃなくて、どうせするなら同じようにせないかんと思いますけど、そのところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） このうきは市のほうでのかん水施設と言いますのは、これは吉井地区に限定いたしますけれども、山間部、千代久、それから屋形の富永の給水場、それから冠、八竜の鷹取給水場がございます。昨年度、この富永給水場、それから鷹取につきましては、原水のくみ上げをしておりますポンプ場、こちらのほうにはこのセンサー及び警報装置を構築をいたしておりました。今回、鷹取の受水槽施設、こちらのほうについては、まず原水が先であろうということで、去年の構築したときには原水施設のほうにこういったセンサーをつけておったところございました。ことしの8月になりまして、受水槽のほうに設置をしておりまして、その配電盤のほうでトラブルがあったということで、今回、鷹取の受水施設のほうにもこのセンサー、そして警報装置を構築しようというふうなところでの予算確保でございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） いや、私が聞いているのは、そういったセンサーを故障があったから取りつけるというのはわかるんですけど、ほかのところもそういったことが起こり得ると思うんですよ。するからには全てせんなら、何か不公平さが生じてくるんじゃないかならうかと思って質問させてもらったところがございます。そのセンサーというのが、全て今、設置されているところにあるのかどうかを確認しているところがございます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 申しわけございません。センサーについては、このうきは市が管理する2つの施設のほうには既に設置をしております。ただ、今回のように鷹取の受水施設のほうにセンサーがなかったものですから、今回はそちらのほうに、この警報装置、センサーを設置するというふうなことでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第93号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第93号令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案第93号でございます。まず、冒頭で予算書の訂正をお願いしたいと思っております。けさ、正誤表のほうを配布させていただいております。A4版の横でございます。

議案書106ページの歳出の部におきまして、1款1項1目の一般管理費のところ13節委託料でゼロ円の記載がございます。ただし、この1款の一般管理費につきましては、今回、人件費に係る補正のみとなっております、本来記載の必要のないものでありますので、ここにおわびいたしまして訂正をお願いするものでございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案の説明のほうに入らせていただきます。議案書101ページでございます。

議案第93号令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、107ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

3款1項2目利子、補正117万3,000円の減額補正でございます。23節の償還金、利子及び割引料、こちらにつきましては、市債利息の確定による減額を行うものでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費、補正額2万1,000円でございます。こちらにつきましては、財源の調整によるものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関しての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 人件費の補正について説明をさせていただきます。補正予算書109ページをお願いします。給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料で17万6,000円の増額、職員手当で12万8,000円の増額、計の30万4,000円の増額でございます。退職手当組合負担金3万8,000円の増額、共済費24万円の増額を計上いたしております。

内訳でございます。給与改定に伴います影響額といたしまして15万1,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが43万1,000円の増額となっており、合わせますと、合計欄にあります58万2,000円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 前、聞かなければいけなかったのかもしれませんが、この109ページ、いわゆる給与改定等々、あるいは職員の人事異動に伴って給与費の増減があると、その横に当然それに準じた退職手当組合負担金というのが書いてあります。

ところが、済みません、戻って大変申しわけないんですけど、90ページの自動車学校については、給与改定がなされているにもかかわらず、退職手当負担金がゼロ、空欄になっているのはどういうわけなのか。あと、またこれからずっと出てくると思いますが、あたりなかつたりするのか、ちょっとよくわかりませんので教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） まず、90ページについての御質問でございますが、自動車学校職員につきましては、退職手当組合に加入しておりませんので、この明細書の中には計上されておられません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 済みません、戻って大変申しわけないんですけど、自動車学校の職員は、退職手当は別途積み立てしているということなんでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議員言われますように、別に積み立てを行っております。退職手当分については、別途積み立てを行っているものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第94号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第94号令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案第94号につきましては、人件費のみの補正となりますので、私のほうから説明させていただきます。111ページでございます。

議案第94号令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

予算書118ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

まず、給与費につきましては、給料で1万8,000円の増額、職員手当で1万8,000円の増額、計の3万6,000円の増額でございます。退職手当組合負担金4,000円の増額、共済費4万9,000円の増額を計上しております。

内訳でございます。給与改定に伴います影響額といたしまして4万6,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが4万3,000円の増額となっており、合わせますと、合計欄にあります8万9,000円の増額補正となっております。

1ページ戻っていただきまして、117ページになります。予備費でございます。

一般管理費の増額分を予備費において調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は可決することに決しました。

日程第18、議案第95号

○議長（櫛川 正男君） 日程第18、議案第95号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書119ページでございます。

議案第95号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,026万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、125ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

6款1項1目一般会計繰入金、補正額100万円でございます。これにつきましては、歳出に伴う財源の確保でございます。

続いて、127ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1款2項1目施設維持管理費、補正額60万円でございます。11節の需用費、修繕料として60万円を計上しておるところでございます。この補正につきましては、当初予算で100万円の市が管理する合併浄化槽の修繕費を計上しておったところでございます。今年度に入りまして、浄化槽の漏水の修繕が4件、それから浄化槽のブロワー本体の交換が10件、またブロワーのエアチャンバーの交換が6件ということで、この実施をしておりますが、当初予算でほぼ現在、執行を行っております。予算残額はかなり減ってきておるといことで、今後、不測の事態に対応するために予算の確保を今回60万円お願いしておるところでございます。

続きまして、次のページでございます。

3款1項2目利子でございます。23節償還金、利子及び割引料でございます。4万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、市債の利息確定によるものでございます。

続いて、次のページでございます。

4款1項1目予備費でございます。補正額37万6,000円でございます。こちらにつきましては、歳入歳出に伴う財源の調整でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 人件費の補正について説明をさせていただきます。130ページになります。給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料で1万8,000円の増額、職員手当で1万8,000円の増額となり、計で3万6,000円の増額でございます。合わせまして、退職手当組合負担金4,000円の増額、共済費2万5,000円の増額を計上いたしております。

内訳でございます。給与改定に伴います影響額といたしまして4万6,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが1万9,000円の増額となっております、合わせますと、合計欄にあります6万5,000円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第99号

○議長（櫛川 正男君） 日程第19、議案第99号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課松岡でございます。議案書13ページをお願いいたします。

議案第99号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、総務省が定めた印鑑登録証明事務処理要領の欠格条項等の改正が行われたため、うきは市印鑑条例においても同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表9ページをごらんいただきながら御説明を申し上げます。

登録資格を規定する第2条条文中、欠格内容に係る記載を見直し、2項に新設をいたします。また、第3条についても欠格内容に係る記載部分を見直します。そのほか、非漢字圏外国人の住民票を調製する際の磁気ディスクへの記録に係る部分の追加を行っております。施行日は令和元年12月14日でございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第99号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は可決することに決しました。

日程第20、議案第106号

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、議案第106号うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課長の瀧内でございます。議案書は38ページになります。

議案第106号うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。以下、議案の朗読については省略をさせていただきます。

39ページもあわせてごらんいただきたいと思います。新旧対照表につきましては、34ページになります。

小塩小学校を初め山間部の小学校につきましては、平成29年3月に策定をされました、うきは市公共施設等総合管理計画に基づいて、小学校における新学習指導要領が全面実施されます令和2年4月までの御幸小学校への統合を目指し、保護者や地域の方への説明を行い、理解を求めてまいったところでございます。その結果、姫治小学校が平成30年4月に、妹川小学校が本年4月から御幸小学校に統合されたところでございます。このたび小塩小学校の統合についても保護者及び地域の方の協議がなされ、令和2年3月31日をもって小塩小学校を閉校し、令和2年

4月1日より御幸小学校に統合する旨の合意が得られ、11月14日に統合を求める文書が提出されましたことを受け、新旧対照表にごございます小学校の一覧より、小塩小学校の項を削除するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 何点か、お尋ねいたします。

まず1点目、全協等で簡単な経過は説明されましたけれども、今回この1枚の条例改正ですか。では不十分だと思いますので、当初妹川、姫治、小塩って多分同じような形でスタートしたと思いますので、その経過について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから2点目、小塩につきましては、私自身も議員になる前から説明会等に参加させていただきまして、なかなか地元の合意が難しいのかなと思いましたが、今回急転直下というようなイメージであります。したがって、小塩の今回の決定にかかわった説明集の提示をお願いしたいと思います。

それから3点目が、小塩小学校、研究発表会もありましたけれども、いよいよ成果が上げられた時点で水面下と言いますか、そういう話し合いがあったということで、小塩小学校の成果をどのように捉えてあったのか。

それから最後に4点目になりますが、全協で出されたときは、確か服装費の補正だけだったと思いますが、他の2校であればスクールバスとか、あるいは車庫とか、あるいは職員の非常勤講師ですか。1名1年間配置ということなされてきたと思いますが、その辺についての予算措置や見直し等についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 山間部の3校につきましては、全協でも資料を提示し御説明をしたところでございますが、平成29年よりそれぞれの小学校の保護者並びに地域の方々について、説明を重ねてきたところでございます。保護者なり、それから地域それぞれの機会を持ちまして、数度にわたり説明会を開催してまいりました。その結果といたしまして、これまで姫治小学校につきましては、在校生の数も少なくなったこと等もあり、姫治小学校のほうでまずは保護者の合意がなされ、それから次年度、妹川のほうでも保護者の方、地域の方の合意がなされたということでございます。

2点目の今回の小塩に係る説明の資料ということでございますので、これにつきましては、後で提出をさせていただきたいというふうに考えております。

それから最後の質問でございますが、スクールバス、それから教職員の加配の件でございます。

制服等につきましては、補正予算のほうで計上しておりますので、そこで御審議いただきたいというふうに考えておりますが、スクールバスにつきましては、県の補助の締め切りが8月の末でありましたことから、スクールバス購入についての補正予算は提出をしておりません。しかしながら、姫治小学校、それから妹川小学校のときと同様に、やはり児童の通学の手段確保については配慮すべきというふうに考えておりますので、現在さまざまな方法で検討中でございます。

それから、教諭の加配につきましては、今後、教育事務所なりとも県のほうとも協議してまいりたいと思っておりますけれども、若干、当初市のほうで考えていた方法と考え方と違ってきているようでございますので、これにつきましては教育長のほうから答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教員加配でございます。現在、御幸小学校には妹川、それから姫治の加配2名を配置いただいております。これは統合支援事業というのを受けたので配置していただいたわけでございます。したがって、今回統合支援事業の対象になりませんので、小塩についての加配はございません。

それから、先ほど研究発表の成果というお尋ねがございました。これは議会で、何年前でしたでしょうか、お尋ねがありまして、複式教育研究発表会は続けるのかという御質問でございました。確か岩淵議員からいただいたと思っております。その際に明確に、複式教育がある以上は続けるというふうに申し上げて、今年度も立派な研究授業をしていただきました。この研究授業は、地域の自治協の会長さん等も見いただきました。保護者の方、地域の方、そういう授業がきちっと行われているということをも十分踏まえていただき、今回の合意をいただいたものと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 資料提供は後でということで、条例を制定するということについては、非常にいささか議員として判断はできないと思っております。地域の要望がそのような形であったということについては、多分そうであろうと思うんですけれども、やはり条例制定についてであれば、その経過と当然資料と、あるいは地元の要望、意見とかは僕はセットで出されなければならないものだというふうに考えておりますので、それについては動議という形になるんですかね。例えば、この分についての審議を延ばしてくださいということになると。が、わかりませんので、これは事務局にお尋ねします。

それからスクールバスは一応答弁いただきましたけど、車庫はどのような状況であったのか。それからスクールバス、車庫、それから講師の件については、そのような状態である。最悪の場合は講師の配置もないということは、地元にも十分説明されたというふうに理解してよろしいので

しょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 8月末でお決めいただかないと、統合支援事業の対象にはなりません
ということは申し上げておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 車庫についてですけれども、まずもってバスを購入するかどう
かについて検討中ございまして、車庫についても合わせての検討になろうかと思っています。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほどと同じですけど、決まってない、検討中、決まってない
ということで条例を制定しますということは、いささか今までの条例制定、あるいはきょうで言
いまして、一定の資料等があつて判断していったわけですけども、これについては、動議とい
う形で採決を延期することができるのでしょうか。ちょっと持ち方がわかりませんので、教えて
いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 今まで例はありませんけれども、皆様にお諮りするしかない。

今の動議に関して、2人以上の賛成者がいれば、その動議を受け入れて採決をするというこ
とでございます。

じゃあ、ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 確認のため、お尋ねしたいと思います。今、竹永議員がおっしゃ
ったように、時間的な余裕がなかったのかどうかわかんないけど、資料がほとんどなかったとい
うのが、そういう意味では思います。

そこで1つは確認の意味で、改めて地域から出された統合を求める文書というのが、従来でし
たら配布されておりましたので、改めて資料として求めたいと思いますので、配布をお願いし
たいと思います。それが第1点目です。

それから2つ目は、地域の中で反対者がなかったのかどうかというところも少しお尋ねをし
たいと思います。そういうのも含めて報告をいただいて、どのように対応されたのか、その辺の
ところを少し経過、あつたら御説明いただければありがたいというふうに思っております。

それから3つ目が、複式教育についてです。改めて、今、この前の新聞にもちょっと載って
たと思いますけれども、改めて複式教育というのは見直されているところもあるかというふう
に思います。複数の学年で先輩と後輩という、そういう関係の中で学ぶという。今、学校教育
って同一学年ということの中でやられているわけですけども、相互に学び合う、そういった
姿勢、教えることが最良の学習法という、そういった言葉もありますけども、そういった
意味で、今まで複式教育をやられてきた中のところを改めてまとめたらどうかなという
ふうに思います。そうい

う意味では、そういった考えがあるかどうかをお尋ねしたいと。統廃合とは直接関係ありませんけどね。

それから、あともう一点が、御幸小学校への統合ということになるわけですがけれども、現在実施している一、二年生での少人数学級ということでもありますけれども、これについて、9月の議会でも少人数学級については国に見直しを求めているという関係もありますので、うきは市として、拡大を検討できないのか。御幸小学校、多分人数が大分膨れている関係もありますので、そういったところも検討いただけたらありがたいなという。3年制とか、そういったところも含めてお願いをしたいなというふうに思います。お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、私のほうから複式について、それから少人数学級の拡大等についてでございます。

先ほど議員が言われましたように、複式教育のよさというのは、お一人の先生が2つの学年を御指導されるわけですが、そのときに例えば自学自習の手引きとか、あるいは先生が5年生を指導しておられるときに、6年生の相互の学び合いとか、あるいは五、六年の異学年での学び合いとか、そういうもので一定の成果があるということは私もそのように思っております。

姫治、妹川、小塩がこの片方の子どもたちが学ぼうとしたときに、数がいかんせん、1人とか2人とかいう現状が出てきているのは御承知のことかと思えます。そうすると、子ども相互の、先生が5年生を教えるときに6年生の学びというのが十分にできない。私どもが新学習指導要領等を御提示しましたのは、はっきり言いますが、教科英語が入り、この中での複式の授業のなかなかの難しさと、それから道徳が教科化しましたが、特別の教科が道徳になりましたが、考え議論する道徳というふうに大きく方向が転換されました。子ども同士の議論のところが重要。そういうふうな大きな学習指導要領の変換の中で、今回、統廃合をお願いしたという経緯がございます。複式教育について、複式教育研究会がございますので、そちらのほうで一定のまとめを本年度すると思っておりますので、またそういうのを参考にさせていただきたいと思っております。

それから、うきは市の少人数でございます。今、1年、2年生をしていただいております。いかんせん財政的な問題というのが大きくございます。よく3年生になったときに1つの学級になるからということをいただくことがあります。これは小学校で指導改善工夫教員というのが加配されている小学校につきましては、校長の考え方で、この指導工夫改善教員を使って、例えば3年生とか6年生とかを2つの学級に分けようと思えばできます。すなわち本来、この先生は少人数指導教員の仕事でやるわけですが、どうしてもある学年を2つに分けざるを得ないというときは、研究しているという形を受けて2つに分けることができると。最近では、昨年でした

でしょうか。福富小学校の6年生をこの方法を使って2つに分けました。そういう弾力的な対応ができる部分もございますので、そういったことも勘案しながら取り組んでまいればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 私のほうから資料と言いますか、地域のほうから最終的に提出をされました統合を求める文書、この提出の件についてですけれども、これまで提出していたということで、今回提出が漏れておりましたことをおわびいたしたいと思います。これについては、提出をいたします。

それから、いわゆる反対がどうなのかということですが、この間3年ほど、当初から含めれば地域保護者に対する説明については期間を要しております。小塩の保護者、それから小塩の校区の地域の方々についても反対があったということで承知をしておりますが、ことしに入りまして、具体的には8月に保護者の方から合意が得られたということでの御報告がありました。その後、地域自治協議会を中心として、地域それぞれ、小塩が実質的に、旧の行政区でいきますと12行政区及びほたるの里団地——市営住宅ですけれども、この13の地区がございます。9月いっぱいそれぞれ地域で協議がなされております。その結果を10月に持ち寄りまして協議を重ねた結果、最終的に11月13日の小塩の自治協議会臨時総会において合意がなされたということでございまして、翌14日に提出をされました統合を求める文書をもって、私どもとしては地域の合意、保護者の合意がなされているというふうに判断をしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、まず1つは複式学級等について、あるいは少人数学級等については、これからうきは市では複式がなくなるんでしょうけど、実質的にはなくなると思うんですけど、ただ、そういった研究も大事なのかなということもありましたのでお尋ねをさせていただきました。ぜひその辺のところは、また着目していきたいというふうに思います。

それから少人数学級については、当然予算を伴うし、それから加配の問題、人の問題もありますので、その辺は学校の校長がある程度弾力的な運用の権限があるとすれば、また実態を見て進めていただければありがたいなというふうに改めて思います。

それとあと経過の問題で、今、申されました11月13日ですかね。最後の臨時総会で確認されたということでありますけれど、やっぱり気になるのは、最終的に教育委員会も含めて議決されていると思いますので、議会として最終判断ということになるわけですので、その辺は十分に、いろんな意見があったということも含めて、承知した上で議決をしたいというのも我々として基本的な立場だというふうに思いますので、その辺を御理解いただいて、先ほど竹永議員からの質問もありましたように経緯に係る文書、その配布、どういった内容が出るかわからないですけれ

ど、その辺のところは確認させていただきたいというふうに思います。特に再質問というわけではなくて、基本的には今回の改定には確認する賛同の立場で質問させていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の案件は、先ほど教育長、学校教育課長の説明のとおりであります。

3年ほど前から新学習指導要領、子どもたちが主体的、対話的、深い学びというのが大きなキーワードでありました。そうなりますと、どうしてもやっぱり子どもたちが多い中で学び合えないとなかなかついていけないという話で、この姫治地区の3校についての統廃合を3年前から我々提案して、これまで地元の説明をしまりました。たびたび議会でも答弁させていただいてますように、我々が一方的に押しつけるのではなくて、最終的にはそれぞれの地元が100%の同意をいただいて統廃合するというのが基本でありました。そんな中で昨年度は姫治小学校、そして、ことしは妹川小学校ということになっておりました。

小塩小学校は、竹永議員の御指摘もありますように、なかなか地域が全体的にまとまらないという状況がありましたので、私どもも大きな懸案でありました小学校の空調設備については、小塩小学校については空調設備もして、この期間には間に合わないのではないかとというふうに思っておりました。そして、当然小塩小学校におきましては、姫治小学校、そして妹川小学校と同じようにスクールバス等の手配が、対処できるためには8月末に判断しないとだめですよということもずっと申し上げて、それが過ぎてしまって、もう来春の対応というのは無理ではないかというふうに思ってたんですが、ここに来て全員一致でお見えになったということでもあります。地元の皆さんからは、8月末までに全員まとまらなかったもんで、姫治と妹川と同じような条件、つまりスクールバスが早急に対応してほしいというところは言わないと。それはもう、十二分に事前に説明を受けてたわけですから、それを超えての判断でしたんで、2校と同じような条件で整備してくれという話は言わないということでも来ました。

我々としては最大限、制服についてはしっかり今回の補正予算で上げさせていただいてますが、スクールバスの対応というのは、結構入札手続も含めると長いという話、そういうことを考えますと、今、いろんな手で、地元はスクールバスは早急にやってくれというのは申し上げないというふうに要望はいただいておりますが、我々としては何とかいろんな手だてで子どもたちに影響がないような方策はないかというのを今、検討させていただいておりますので、そういうことをぜひ御理解いただいて、もしよければ、こういうせっかくの小塩小学校が、地域が一丸となって100%同意してきたことを考えますと、よかったら予定どおり採択をいただければ、小塩の皆さんに不安を与えないのではないかと考えてますので、そのところはぜひ再考していただけれ

ばと思います。

○議長（櫛川 正男君） ちょっと皆様にお諮りをいたします。資料の請求があっておりました。なかなかこの資料を見ないことには、採決の判断をいたしかねるということでございます。2人からですね。ここで資料の配付をさせていただくか、それともこのまま審議続行するかを決めていただきたいと思いますが、先に資料配付でよろしいですかね。（「……」と呼ぶ者あり）もう、昼からになります。1時からになります。なら、休憩しましょうか。

そしたら、資料の配付をいたしますので、ここで10分間、暫時休憩といたします。

午前11時45分休憩

.....
午前11時52分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。お手元に資料を配布させていただいたところでございます。ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 3回目ですよ。ありがとうございました。

それで、今さっき市長のほうから改めて発言がありましたけれども、スクールバスの問題があるかなというふうに思います。そういった意味も含めて、この関係法律、条例改正等の関係で直接ではないんですけど、その辺の運行について、もし、どういうふうに考えていくのか、方向性があつたら少しお聞かせいただければありがたいと。スクールバス、現在3台ぐらいあると思いますけども、小塩は小塩だけの単独のスクールバスを配置、今のところはできないけれど、4月に向けてどういうふうなスケジュール感を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） スクールバスの点についてのお尋ねでございます。先ほど申し上げましたように、スクールバスを購入するに当たっては、まず、予算をお願いをし、それから入札等の手続、そして、さらに改造工事を施さなければなりません。ですから、4月1日の新年度の当初からのスクールバスの導入と言いますか、準備することは期間的に厳しいのかなというふうに判断をしております。

しかしながら、小塩小学校の児童が登下校、通学をするに当たって、やはり不便をかけないようにするためにどうしたらいいかということで、さまざまな方法をということでございまして、他地区のスクールバス、そういったほかの部分を含めて、市全体の車も含めまして、いろんなさまざまな方法を現在検討をしているところでございます。将来の児童生徒の数も考慮しながら、どうしていくのかということも含めて検討しておりますので、御理解をいただきたいなというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 未定。いろんな補助金を今、探しています。

ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） お尋ねではございません。ちょっとお願いします。

10月25日にさつき出ておりました複式学級の研修会に参りました。その時の話で、私も直接自治協議会の幹部の役員の数名のお話をお聞きしたところで、全員協議会でもこの話はいたしました。それで小塩地区としては、この問題については保護者のほうも意見が割れているということでしたけども、急速にこういう話になったということで、これは子どもさんのことを考えれば、これはもう、当然いたし方ないということでもございましたが、小塩の長い歴史ですね、小学校の。これをこういう形で閉じるのは非常に残念だという話もございました。

それで閉じるに当たって、これは総意ですから当然受けとめなければなりません。今後、この歴史をどうやって閉じるかということに自治会の皆さん、やはり住民の皆さんから、こういう唐突なことでいいのかどうかという御意見を多々承ったところでもございます。それで姫治、それから妹川はスムーズに行きましたけども、こういうことで山三校が全てなくなるわけでありませぬ。最後の小塩小学校がこういう形でなくなることはいたし方ないことでもありますし、子どもたちの考えを捉えれば、もう当然でもあります。それで、どういうふう到最后を快く閉じていくかというお考えに対して、市長なり教育長なりの、今後どういうふうに快く閉じていくのかと、そのお考えを最後にお聞きをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今の御指摘は、もっとの御指摘だと思います。ただ、基本的には地元の皆さんが心の整理をする問題ではないかと思っております。

余りにも急展開でしたんで、心の整理ができないという御指摘ではないかなと思っておりますが、しっかり地元の皆さん、気持ちの整理をして、2校の場合は年度末にお別れ会と言うか閉校式と言うか、いろんなイベントをやって気持ちの整理をするというのが基本的なスタンスですので、どうそういうふうに気持ちの整理を持っていくかという問題でありますので、今後も地元の人と会うたびに、我々も地元の問題というふうに突き放さなくて寄り添って、その気持ちの整理ができるような方向性に持っていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 今ですね、小塩自治協議会、また保護者小学校統合協議会の会議録がお手元に来ましたので、皆様に配布をさせていただきたいと思っております。

じゃあ、ほかに質疑ありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） いろいろ議員から出たのは反対の意見ではなくて、お子さんのためを思えば、統廃合したほうがいいのかというのはわかっておるところで聞いておるところです。なぜ言ってるかと言うと、私も知らないところで決まったということは住民の人から聞いています。

だから、PTAとか自治会で決めているのはありがたいと思いますけど、後ですね。統廃合した後でも地域の皆さんがしこりを残さないようなやり方で進めていってほしいということで、皆さん、質問していると思いますので、そのところを重々お願いして、賛成です。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） コメントはよかですね。（「はい。」と呼ぶ者あり）

したら、お手元に今、資料を配布させていただきましたので、これに関して簡単に説明をお願いしたいと思います。瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） お手元に小塩自治協議会と、それから保護者との協議を行いました10月29日の会議録を提出させていただいております。10月に数回、自治協議会のほうで協議がなされたわけですが、そのうちの29日の会議のほうに教育委員会としても参加をしております。そのときの会議のやりとりでございますが、内容をお読み取りいただきたいと思いますが、各行政区での、先ほど申し上げました9月における各行政区ごとの協議結果等について触れられた会議でございました。最終的にいろんな御意見が出されておりますけれども、最終的には統合の方向での臨時総会を開くというようなことで結論が出た会議でございます。以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆様にお諮りをいたします。先ほど竹永議員から、動議で審議の中断をお願いしたいということがございました。これに賛成者の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 2人以上の賛成がないと動議は認められませんので、動議は否決いたします。

それではお諮りします。議案第106号について委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、竹永議員。反対討論です。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私自身も自治協のほうにお伺いしまして、ある方にお聞きしまして、過去、今、配布されたような形で保護者並びに地域の意思が決定されたということでしたので、それは尊重したいというふうに考えております。

しかし、今回出された条例の追加資料を除けば、大変不備でもありましたし、後から市長のほうから答弁いただきましたので一定の理解は得たわけですが、本来条例を制定するとき、あるいは改正するときには、それに至る経過報告、それから現状での、この場合で言えば、小塩小校区で説明された説明資料、そして、きょういただきました会議録等が提出されるのが当たり前ではないかというふうに考えております。したがって、内容については賛成いたしますけれども、こういう条例の改正ですが、あり方については、やはり議会軽視と言われても仕方ないんじゃないかなという形で反対にしたところであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 基本的に地元のところでこういう決め方をせざるを得なかった、いろんな背景があるかと思えます。ただ、苦渋の選択であるということは確かだと思います。逆にそういう意味では、この選択をした人たちに対して敬意を表するとともに、十分尊重していつて、逆にその不安をどうやって解消するのかということがもっと大事な点だというふうに思えます。そういう立場に立って、今後、引き続きまたこの問題についてはあるかと思えますけれども、とりあえず今回の条例改正案には賛成していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立による採決といたします。議案第106号に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 賛成多数です。したがって、議案第106号は可決することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

連絡します。あす12月7日から12月8日までは休会とし、12月9日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時07分散会
